

中日本高速道路株式会社 第6回定時株主総会

日 時：平成23年6月27日（月） 13：00開会

場 所：中日本高速道路株式会社 14階会議室

【議 題】

報告事項

1. 第6期（2010年4月1日から2011年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに連結計算書類に係る会計監査人及び監査役会の監査結果報告の件
2. 第6期（2010年4月1日から2011年3月31日まで）計算書類の報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名の選任の件
- 第3号議案 監査役2名の選任の件
- 第4号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

第 6 期 報 告 書

2010 年 4 月 1 日から
2011 年 3 月 31 日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 2 2
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 3 2
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書	P 4 3
監査役会監査報告書	P 4 5

中日本高速道路株式会社

事業報告

(2010年4月1日から2011年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、高速道路事業(新東名高速道路や首都圏中央連絡自動車道(圏央道)などの新規ネットワークの早期完成、東名・名神高速道路、中央自動車道などのわが国の基幹をなす路線を24時間365日「安全・安心・快適」に提供するための管理運営、危機管理の徹底や大規模災害時の迅速な対応など)及び関連事業(お客さまの多様なニーズを反映した魅力あるサービスエリアの創造や、積極的な海外事業の展開、当社グループの事業特性を活かした新しいビジネスの推進など)を通じて、地域社会の発展と暮らしの向上、日本経済全体の活性化、そして世界の持続可能な成長に貢献していくことを使命としています。

この使命を達成すべく、当社グループは、昨年10月に創立5周年を迎えたのを機に、グループの全員が参画する形で新たな企業ビジョンを策定し、コーポレート・スローガンを『道を通じて感動を 人へ、世界へ』としました。

そして、昨今の経営環境の変化を踏まえ、今後5か年にわたる『経営計画 2011(2011-2015)』を策定しました。本計画から、5か年を通じた経営基本方針に「世界一の高速道路会社をめざして」を掲げ、お客さまをはじめとするすべてのステークホルダーの皆さまに、感動と満足をお届けするとともに、新たな事業領域への積極的な展開などを通じて飛躍へのたゆまぬ挑戦を続けていく経営姿勢を明確にしました。

当社グループの当連結会計年度(2010年度)の事業については、2010年3月31日付けで国土交通大臣から認可を受けた平成22事業年度(2010年度)事業計画(注)に基づき、高速道路事業においては、建設・管理コストの更なる縮減を進めながら、名古屋第二環状自動車道の開通によるネットワーク強化、高速道路を健全な状態で百年以上維持するための「百年道路」計画の策定、駿河湾を震源とした地震に伴う東名高速道路牧之原地区の災害本復旧工事の完了、新たな料金施策や無料化社会実験の円滑な導入に向けた各種対応、道路構造物などの緊急安全点検に基づく対策や耐震補強工事の実施、お手洗いの美化による高速道路の快適性向上などを推進するとともに、関連事業においても、進化したサービスエリアである「EXPASA」のオープンなどサービスエリアの複合商業施設化の推進、沿線自治体や周辺地域との連携強化、旅行業やカードサービス事業の推進、海外コンサルティング業務の実施など、様々な事業を組織横断的に取り組み、国の経済対策や顧客動向変化などに的確に対応し、お客さま第一の姿勢でサービス向上に努めてまいりました。

また、地域社会との連携・支援として、事業エリアのすべての関係自治体との間で包括的提携協定の締結を完了し、災害時の支援など地域との連携・協力体制を構築したほか、環境・持続可能社会への貢献として、事業活動を通じた3R(REDUCE・REUSE・RECYCLE)の推進や、電気自動車に対応した急速充電システムの導入、アイドリングストップ給電システムの試行導入箇所の拡大、名古屋第二環状自動車道への太陽光発電設備の導入などを進めました。

当社グループでは、5ヵ年を通じた経営基本方針「CSR 経営の推進と飛躍への挑戦」に基づき、グループ全体で経営理念・経営方針を共有し、グループ総合力の強化に向けた各施策(コンプライアンスの徹底、リスクマネジメントシステムの確実な運用、グループ内の人事交流・人材育成、CMS<キャッシュ・マネジメント・システム>の活用促進など)や、職場活性化の取り組みである「より良い職場づくり」の展開による職場環境の改善や業務改革などを一体的に進めることにより、CSR 経営、グループ一体経営を推進しました。

なお、2011年3月11日に発生した東日本大震災に対しては、すみやかに給水車などの応援車両や資材を被災地に搬送し、グループの社員が現地でも活動するとともに、東名高速道路(富士インターチェンジ～清水インターチェンジ)が大津波警報のため通行止めとなったことから、静岡県との協定に基づき、並行する建設中の新東名高速道路を活用して、被災地支援のための緊急車両の通行を確保しました。

また、グループ社員からの募金に当社グループ会社からの拠出金を加えた総額約3,500万円を義援金として日本赤十字社への寄付、被災者への当社保有社宅の空き部屋の提供の申し出、一部のグループ会社における優先的な被災者の採用など、当社グループの総力を挙げて積極的な支援を実施しました。これらの支援につきましては、引き続き実施してまいります。

事業別の状況は、以下のとおりです。

(注)事業計画の高速道路事業に係る部分は、高速道路株式会社法第6条の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)と締結した協定(以下「協定」といいます。)の内容に従っています。

【高速道路事業】

高速道路事業については、信頼性の高い高速道路ネットワークの構築と良好な管理による、安全・安心・快適な高速道路空間の提供に努めてまいりました。

(建設事業)

建設事業については、首都・中部・近畿の大都市圏間の経済・文化の交流を活性化させ、同時に沿線地域の生活を支えることを目的として、高速道路ネットワークの整備を図ってまいりました。

当連結会計年度においては、2011年3月20日に、名古屋第二環状自動車道 名古屋南ジャンクション～高針ジャンクション12.7kmを開通させました。

この他、学識経験者などの外部有識者による「新東名夢ロード懇談会」を開催し幅広い観点から意見交換を行うとともに、新東名高速道路の概成区間(島田市から浜松市)を有効活用して、新東名高速道路で導入検討の施設等について技術面を検証するための実証実験を行うなど、新東名リーディングプロジェクト(注)を進めました。

(注)国土形成上特に重要な交通基盤施設である新東名高速道路について、現東名高速道路の渋滞緩和といった補完機能にとどめることなく、わが国の最先端技術を活用した道路交通システムや、先進的なサービス・メンテナンスの導入検討、新規休憩施設の展開や周辺地域を含めた開発プロジェクトなどの検討

を組織横断的に実施する取組み。

(保全・サービス事業)

保全・サービス事業については、お客さまに満足していただけるサービスを 24 時間 365 日提供することにより、安全・安心・快適な高速道路の実現に向けた取組みを続けてまいりました。

当連結会計年度においては、老朽化した道路構造物などの緊急安全点検・補修の実施、本線渋滞を緩和させるための付加車線の設置及び東名高速道路岡崎地区での暫定 3 車線運用のための工事着手、耐震補強のさらなる推進のほか、災害時の地域支援、関係地方自治体との協力体制の強化を図りました。

高速道路の長期保全計画のあり方については、有識者による「高速道路ネットワークの長期保全計画に関する検討会」での検討を踏まえ、対症療法的な「事後保全」から「計画保全」への転換を行い、「百年道路」の計画を策定しました。

休憩施設においては、商業施設の大規模改良にあわせ駐車場の改良を行うとともに、バリアフリー化、お手洗いの美化などを引き続き実施しました。加えて、樹木剪定や草刈などを実施することにより、道路機能の保持及び道路景観の向上を図りました。

休日特別割引や無料化社会実験の実施による交通量の増加に対しては、安全対策(渋滞末尾警戒)や休憩施設での特設トイレの設置、駐車場での交通整理員の配置、ゴミ清掃の時間延長、料金所での安全対策などを行いました。

次世代高速道路の実現に向け、ITSスポットを活用した広域な道路情報の提供に加え、リアルタイム情報などの提供による安全運転支援を開始するとともに、渋滞対策への活用方法の検討に着手しました。

また、お客さまの利便性を向上するために、ETC レーンの増設のほか、ETC 取付隊(注)などの取組みの結果、ETC 利用率は 2011 年 3 月に有料区間で 89.3%となりました。

上述のとおり、安全・安心・快適な高速道路の実現に向けて取り組んできた中、2009 年 8 月 11 日に発生した駿河湾を震源とする地震により、東名高速道路牧之原地区の盛土のり面が崩落しましたが、2010 年 7 月にすべての工事が完了し、類似盛土の詳細調査及び対策計画を策定しました。また、2010 年 5 月 23 日の大雨により、東名阪自動車道亀山ジャンクション付近の切土のり面が崩落したとともに、2010 年 9 月 8 日に発生した台風 9 号の接近に伴う大雨により、東名高速道路鮎沢パーキングエリア付近の切土のり面が崩落しましたが、東名阪自動車道は 2010 年 12 月に、東名高速道路は 2011 年 3 月に、それぞれすべての対策工事が完了しました。

(注) サービスエリアや特別会場において、ETC 車載機の販売、取り付け、セットアップを行うサービス。

【関連事業】

(サービスエリア事業)

サービスエリア事業については、運営子会社である中日本エクシス株式会社と一体となって「より快適」「より便利」「より楽しい」サービスエリアの実現に向け、新しいサービスエリアの創造を推進してまいりました。

当連結会計年度においては、足柄サービスエリア上下線、御在所サービスエリア上下線、多賀サービスエリア下り線の 5 箇所において大規模改良による複合商業施設化を進め、新ブランド「EXPASA」としてリニューアル

ル・オープンさせました。また、新東名高速道路 御殿場ジャンクション(仮称)～引佐東ジャンクション(仮称)におけるサービスエリアの新設工事に着手しました。これらのサービスエリアの改良及び新設工事に際しては、LED 照明・複層ガラスなどのエコ建材を採用するなど、環境への負荷低減に努めました。

このほか、サービスエリアが地域の交流の拠点になるよう関係自治体と締結している包括的提携協定を活用してサービスエリア内における県の観光PR、産直市場やイベントの開催などに積極的に取り組み、地域との連携強化に努めました。

(旅行業・ウェブ事業)

旅行業については、引き続き高速道路資産を活かした新しい旅行商品として、当社及び他社の環境への取り組みを主テーマとしたバスツアーを企画・販売しました。あわせて、高速道路の工事現場などの見学を通じて、高速道路事業への理解を深めていただきました。

また、当社商用サイトである「高速日和」においては、料金検索エンジン「ドライブコンパス」を中心に、料金検索に連動し、目的地インターチェンジ周辺の観光情報、宿泊施設の自動表示や、無料化社会実験への対応など、観光、ドライブに関する情報や旅行などの商品紹介を充実させました。

(海外事業)

海外事業については、アジア地域を中心とした有料道路事業への投資を実現すべく現地調査を実施し、各関連機関との協議を進めました。特にベトナムでは、現地道路機関との事業の共同実施を視野に入れ、具体的な事業スキームや資金調達のあり方について検討を進めています。コンサルティング業務については、積極的な営業活動を展開した結果、ベトナムで5件、フィリピンで1件、キルギスで1件の計7件を受注しました。

これに加え、当社をはじめとする高速道路 5 会社で、オールジャパンとしての海外事業を共同体制で推進するため、海外事業新会社設立に向けた「海外事業新会社設立準備室」を設置しました

また、マレーシアのPLUS社との交換研修や海外からの視察を数多く受け入れるなどの積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワークの構築を進めたほか、国が実施する海外協力事業に社員を派遣し、海外での道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも力を入れました。

(カードサービス事業)

カードサービス事業については、当社の会員カード「プレミアムドライバーズカード」の会員数は、経済動向やカード業界をとりまく環境の変化などに伴い若干減少しましたが、お客さまのご利用を促進するために、ご利用金額に応じたボーナスポイントの追加付与、当社旅行事業との連携による旅行商品の会員優待価格販売、サービスエリア事業との連携によるサービスエリアご利用時のポイント割増及びガステーションにおける割引サービス箇所の拡大などを実施しました。

これら積極的な利用促進策を実施した結果、カードの利用額は前期比7%増となりました。

【当期の業績】

当期における当社グループの業績は、営業収益が 659,296 百万円(前期比 13.4%増)、営業利益が 9,925 百万円(前期比 2.0%増)、経常利益が 11,122 百万円(前期比 1.5%増)、当期純利益が 6,547 百

万円(前期比 18.2%増)となりました。

次に、当社単体の業績ですが、営業利益は、6,255 百万円(前期比 40.8%増)となりました。このうち、高速道路事業営業利益は、「協定」で取り決めた道路資産賃借料を差し引いた後、1,898 百万円となりました。関連事業営業利益は、道路休憩所(サービスエリア)事業を中心に 4,356 百万円となりました。

以上により、税引前当期純利益は 6,460 百万円(前期比 26.6%増)、当期純利益は 3,753 百万円(前期比 116.1%増)となりました。

(2)設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕または災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、道路整備特別措置法第 51 条第 2 項ないし第 4 項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時などにおいては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法第 14 条第 3 項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます。この機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当事業年度における設備投資総額は 37,474 百万円です。

なお、当事業年度に機構に帰属した道路資産の総額は 141,654 百万円です。

【高速道路事業】

高速道路事業では、当事業年度に 25,213 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は以下のとおりです。

- ・名古屋第二環状自動車道名古屋南ジャンクション～高針ジャンクションの開通に伴う料金徴収施設の新設(有松インターチェンジなどETC21レーン、トールゲート新築)
- ・ETCレーン増設計画に基づき、ETCレーンを中央自動車道稲城インターチェンジをはじめとする 24 料金所に 28 レーン増設
- ・ETCレーンでのトラブルの削減に向け、ETCカード未挿入による停止処理を防止するための「お知らせアンテナ」を北陸自動車道米原インターチェンジをはじめとする 31 箇所の新設

【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当事業年度に 8,531 百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は以下のとおりです。

- ・サービスエリアの複合商業施設化のための大規模改良(5 箇所)・新東名高速道路におけるサービスエリアの新設工事(13 箇所)

(3)資金調達の状況

当事業年度の道路建設事業資金に充てるため、次のとおり社債を発行するとともに、6 月には 22 金融機関、

3月には13金融機関から借り入れを行い、総額320,000百万円を調達しました。なお、社債については、株式会社格付投資情報センターよりAAA、ムーディーズ・ジャパン株式会社(第14回から第19回社債まではムーディーズ・インベスターズ・サービス)からAa2の格付を取得しています。

内訳については、以下のとおりです。

種別	発行日 (借入日)	発行額 (借入額)
第14回社債(5年債)	2010年4月30日	25,000百万円
第15回社債(7年債)	2010年4月30日	10,000百万円
第16回社債(10年債)	2010年4月30日	15,000百万円
第17回社債(5年債)	2010年9月14日	20,000百万円
第18回社債(7年債)	2010年9月14日	15,000百万円
第19回社債(10年債)	2010年9月14日	35,000百万円
第20回社債(5年債)	2010年11月22日	20,000百万円
第21回社債(7年債)	2010年11月22日	10,000百万円
第22回社債(10年債)	2010年11月22日	25,000百万円
第23回社債(5年債)	2011年1月21日	25,000百万円
第24回社債(7年債)	2011年1月21日	15,000百万円
第25回社債(10年債)	2011年1月21日	30,000百万円
社債計		245,000百万円
長期借入金(4年) 株式会社みずほコーポレート銀行他21金融機関	2010年6月18日	20,000百万円
長期借入金(3年) 株式会社みずほコーポレート銀行他12金融機関	2011年3月18日	55,000百万円
長期借入金計		75,000百万円
合計		320,000百万円

(注)2011年5月31日に、第26回社債(3年債、発行額15,000百万円)、第27回社債(5年債、発行額25,000百万円)、第28回社債(7年債、発行額10,000百万円)及び第29回社債(10年債、発行額20,000百万円)をそれぞれ発行しました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、新たな企業ビジョンを策定するとともに、今後5か年にわたる『経営計画 2011(2011-2015)』を策定しました。本計画では、「世界一の高速道路会社」の5年後の実現に向けて、当社グループを取り巻く社会経済情勢を踏まえ、ステークホルダーとのコミュニケーションの充実、新たな事業領域への積極的な展開、環境・持続可能な社会への貢献などCSR施策の推進、ネットワークの早期整備、「百年道路」

計画の実行、サービスエリアの大規模改良、海外事業展開などの重点施策を織り込むとともに、2011年度の経営方針を「1.『世界一の高速道路会社』への着実な第一歩～2011年度施策の確実な実行～」、「2.環境変化への柔軟な対応」、「3.イノベーションの加速」としています。

今後5年間に実施する主な施策は、以下のとおりです。

【基本施策】

I すべてのステークホルダーの皆様感動と満足

～お客さま第一の徹底、地域との連携、ステークホルダーコミュニケーションの充実～

- ①お客さまが「安全・安心・快適」にご利用いただける高速道路空間を創出するための取り組みを推進します。
- ②お客さまに感動していただけるサービスエリアを創造します。
- ③お客さま第一を徹底し、CSを向上させます。
- ④地域連携の強化、地域社会・経済への貢献や環境・持続可能な社会への貢献など、社会情勢やニーズの変化に的確に対応したCSR施策を推進します。
- ⑤ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを大切にし、広報・渉外活動を強化します。
- ⑥国際社会との交流や国際貢献を推進します。
- ⑦効率的な事業実施に向け、適切な調達を行います。
- ⑧低利で安定的な資金調達を行います。

II 飛躍へのたゆまぬ挑戦

- ①新たな事業領域に挑戦するなど、積極的に事業を展開します。
- ②次世代高速道路の実現に向けた取り組みを行います。
- ③世界的水準の技術開発を推進します。
- ④グループ総合力の強化に向けた施策を推進します。
- ⑤“モチベーション”を高めることにより、厳しい環境の中でも成長し続ける変革への強い意志をもった社員を育成します。
- ⑥イノベーションを推進するとともに、業務改革をサポートする総合ICTマネジメントを推進します。

【高速道路事業施策】

- ①2015年度までに、306kmの高速道路を新規に開通させます。また、料金徴収期間が満了する道路を適切に国へ引き継ぎます。
- ②新東名リーディングプロジェクトにおける実証実験を踏まえて、「世界をリードする高速道路システム」を構築します。
- ③安全・渋滞対策や既存高速道路ネットワークの機能強化のため、付加車線の設置や都市部の渋滞対策の検討などを進めます。
- ④スマートインターチェンジなどの着実な整備により、高速道路の利便性を向上させます。

- ⑤お客さまに、安全で安心してご利用いただける高速道路空間を提供します。
- ⑥多様化するニーズにお応えし、「お招き」とともに「おもてなし」の心でお迎えするため、常に「お客さまの声」に耳を傾け、いただいたご意見・ご要望に積極的に対応し、お客さまに快適に走行していただける高速道路空間を提供します。
- ⑦より一層のコスト縮減を促進します。
- ⑧アウトカム指標を用いた事業目標を設定します。

【関連事業施策】

- ①お客さまに感動していただけるサービスエリアを創造します。
- ②サービスエリアを通じて地域の発展や環境保全に貢献します。
- ③サービスエリアの機能を拡充し、事業の拡大・成長を追求します。
- ④地域・社会に貢献できる新たな事業領域に挑戦し、事業の拡大・成長を追求します。また、お客さまに高速道路のファンになっていただくためのサービスとして、旅行業やカードサービス事業などを推進します。
- ⑤積極的に海外事業を展開します。
- ⑥国や自治体などが運営する道路を対象とした、技術・ノウハウの支援業務などを展開します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

期別 区分	2007年度 第3期 (2007年4月1日 ～2008年3月31日)	2008年度 第4期 (2008年4月1日 ～2009年3月31日)	2009年度 第5期 (2009年4月1日 ～2010年3月31日)	2010年度 第6期 (当連結会計年度) (2010年4月1日 ～2011年3月31日)
営業収益	741,702 百万円	791,729 百万円	581,502 百万円	659,296 百万円
経常利益	18,950 百万円	13,846 百万円	10,963 百万円	11,122 百万円
当期純利益	10,900 百万円	8,093 百万円	5,540 百万円	6,547 百万円
1株当たり当期純利益	83 円 85 銭	62 円 25 銭	42 円 61 銭	50 円 36 銭
総資産	1,203,405 百万円	1,309,398 百万円	1,491,720 百万円	1,653,647 百万円

② 当社の財産及び損益の状況

期別 区分	2007年度 第3期 (2007年4月1日 ～2008年3月31日)	2008年度 第4期 (2008年4月1日 ～2009年3月31日)	2009年度 第5期 (2009年4月1日 ～2010年3月31日)	2010年度 第6期 (当事業年度) (2010年4月1日 ～2011年3月31日)
営業収益	725,587 百万円	776,619 百万円	562,702 百万円	634,845 万円
経常利益	16,439 百万円	8,409 百万円	4,939 百万円	7,166 百万円
当期純利益	10,360 百万円	5,363 百万円	1,736 百万円	3,753 百万円
1株当たり当期純利益	79 円 69 銭	41 円 25 銭	13 円 35 銭	28 円 87 銭
総資産	1,183,161 百万円	1,298,426 百万円	1,481,628 百万円	1,641,185 百万円

(6) 重要な子会社の状況(2011年3月31日現在)

1) 重要な子会社の状況

番号	会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	愛知県 名古屋市	45 百万円	100%	当社が管理する高速道路のサービスエリアにおける飲食・物販・不動産賃貸業
②	中日本エクストール横浜株式会社	神奈川県 横浜市	100 百万円	100%	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の料金收受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会社	愛知県 名古屋市	100 百万円	100%	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の料金收受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社	東京都 新宿区	50 百万円	100%	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社	愛知県 名古屋市	50 百万円	100%	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社	東京都 新宿区	90 百万円	100% (19.7%)	東京支社及び八王子支社管内の高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社	愛知県 名古屋市	90 百万円	100% (18.7%)	名古屋支社及び金沢支社管内の高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社	東京都 港区	30 百万円	88.7% (5.5%) [11.3%]	東京支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社	東京都 八王子市	50 百万円	100%	八王子支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社	愛知県 名古屋市	45 百万円	100%	名古屋支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社	石川県 金沢市	50 百万円	100%	金沢支社管内の高速道路の維持修繕業務

⑫	NEXCO中日本サービス株式会社	愛知県 名古屋市	75 百万円	100%	不動産関連事業、人材派遣事業、社屋管理等事業、お客様窓口関連事業、研修人材開発事業及び売店事業
⑬	中日本ロード・メンテナンス東海株式会社	愛知県 名古屋市	30 百万円	51% (51%)	名古屋支社管内の高速道路の維持修繕業務

(注) 1. 子会社の当社の議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

2. 議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数です。

3. 名古屋ロード・メンテナンス株式会社の株式については、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社が保有する株式に加え、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社が 2011 年 3 月 1 日に取得し、子会社としております。なお、名古屋ロード・メンテナンス株式会社は、2011 年 3 月 3 日に中日本ロード・メンテナンス東海株式会社に商号を変更しました。(番号⑬)

2) その他の重要な企業結合の状況

番号	会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	石川県 金沢市	1,156 百万円	25.5% (1.0%)	トラクターミナル、貨物保管施設及びこれに附帯する施設の建設、管理並びに賃貸事業
②	株式会社NEXCOシステムズ	東京都 台東区	50 百万円	33.3%	料金計算等の基幹システムの運用管理
③	株式会社高速道路総合技術研究所	東京都 町田市	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発業務
④	株式会社NEXCO保険サービス	東京都 文京区	15 百万円	33.3%	保険代理事業
⑤	ハイウェイ・トール・システム株式会社	東京都 中央区	75 百万円	19.6% (7.8%) [7.8%]	料金収受機械の保守業務及びETCの保守業務
⑥	中部ホールディングス株式会社	愛知県 名古屋市	8.53 百万円	35.6% (35.6%)	名古屋支社管内の高速道路の維持修繕業務
⑦	日本ロード・メンテナンス株式会社	東京都 港区	100 百万円	15% (15%)	道路に関する維持管理全般、道路機械清掃作業、管渠機械浚渫作業、道路の舗装並びに補修工事ほか

- (注)1.議決権比率欄の()内は間接所有割合で内数であり、表示単位未満の端数を切り捨てて表示していません。
- 2.議決権比率の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数です。
- 3.中部ホールディングス株式会社の株式については、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社及び中日本ロード・メンテナンス東海株式会社が保有する株式に加え、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社が2011年3月22日に取得し、持分法適用関連会社としております。(番号⑥)
- 4.日本ロード・メンテナンス株式会社の株式については、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社が保有する株式に加え、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社及び中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社が2011年3月18日に取得し、持分法適用関連会社としております。(番号⑦)
- 5.中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社は、当社が行う高速道路の維持修繕業務について、合理的に実施することを目的として、2011年5月2日に株式会社東京ハイウェイの株式を取得し、持分法適用関連会社としております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは愛知県を含めた1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うことなどにより、安全・安心・快適で、時代をリードする高速道路空間を創出し、地域社会の発展と暮らしの向上、日本経済全体の活性化、そして世界の持続可能な成長に貢献することを目的として、以下の事業を実施しています。

【高速道路事業】

建設事業については、計画から施工までのすべての段階で、事業のスリム化とリスク管理の徹底を図りながら着実かつ効率的・効果的に事業を推進し、早期開通などの地域の期待に応えます。

保全・サービス事業については、日本の東西基幹交通を担う大動脈である東名・名神をはじめ、沿線地域の皆さまの生活を支える高速道路の管理・運営を通じて、お客さまに満足していただけるサービスを24時間365日提供します。

【関連事業】

サービスエリア事業では、「お招き」と「おもてなし」の心による接客を常に心がけるとともに、お客さまの多様なニーズを反映し、新東名ネットワーク時代に対応するため、各エリアの個性を明確に打ち出し、お客さまに感動していただき、何度も訪れたいくなるようなサービスエリアを創造します。

その他の事業では、地域・社会などのステークホルダーへの貢献を図るため、新しいビジネスの企画・開発に積極的に取り組み、事業の拡大・成長を追求するとともに、お客さまにより楽しく高速道路ご利用いただくためのサービスとして、旅行業やカードサービス事業などを推進します。

さらに、当社グループの培ってきた建設・維持管理などに関する技術・ノウハウを活用して、海外での事業を

積極的に展開することにより、世界の高速道路整備に貢献します。

(8) 主要な営業所(2011年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 (愛知県名古屋市)

支社など

東京支社(東京都港区) 名古屋支社(愛知県名古屋市)

八王子支社(東京都八王子市) 金沢支社(石川県金沢市)

工事事務所 16 箇所、保全・サービスセンター24 箇所

ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

10 ページから 12 ページ「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況(2011年3月31日現在)

① 当社グループ(企業集団)の従業員の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	7,901(1,307)人
サービスエリア事業	283 (148)人
その他(関連)事業	82 (0)人
全社(共通)	343 (0)人
合計	8,609(1,455)人

(注)従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、前会計期間の平均人員を()内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,117 人	41.4 歳	18.5 年

(注)1.従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の 100 分の 10 未満であるため記載を省略しています。
2.平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2011年3月31日現在)

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社みずほコーポレート銀行	81,607 百万円	----株	----%
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	67,474 百万円	----株	----%
株式会社三井住友銀行	63,108 百万円	----株	----%
信金中央金庫	59,199 百万円	----株	----%
農林中央金庫	58,602 百万円	----株	----%

(注)借入金残高については、単位未満切捨てで記載しています。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況(2011年3月31日現在)

- ① 会社が発行する株式の総数 520,000,000 株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 130,000,000 株
- ③ 株主数 2 名
- ④ 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
国土交通大臣	129,940,882 株	99.95%	----株	----%
財務大臣	59,118 株	0.05%	----株	----%

3. 新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2011年3月31日現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
金子 剛一	代表取締役会長兼社長 最高経営責任者(CEO)兼グループCEO 最高執行責任者(COO)兼グループCOO 企画本部長 監査部担当	
吉川 良一	取締役 専務執行役員 保全・サービス事業本部長	中日本エクシス株式会社 取締役
中山 啓一	取締役 常務執行役員 総務本部長	
高松 隆久	取締役 常務執行役員 関連事業本部長	
廣瀬 輝	取締役 常務執行役員 建設事業本部長	
高橋 達治	常勤監査役	
伊藤 孝一郎	常勤監査役	
川口 文夫	監査役	中部電力株式会社 相談役 社団法人中部経済連合会 会長
石塚 博司	監査役	

- (注) 1.伊藤孝一郎氏、川口文夫氏及び石塚博司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 2.川口文夫氏は、中部電力株式会社の相談役であり、同社の代表取締役社長、代表取締役会長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 3.石塚博司氏は、大学教授として長年会計学を研究しており、早稲田大学商学部長、同大会計研究所長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
- 4.川口文夫氏は、2011年5月19日付けで社団法人中部経済連合会名誉会長に就任しました。
- 5.取締役原田裕氏は、2010年9月16日開催の臨時株主総会の終結の時をもって、辞任により取締役を退任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款または株主総会 決議に基づく報酬	9名	86,167,254円	5名	37,074,603円	14名	123,241,857円

(注) 1. 創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200 百万円以内 (2005 年 9 月 28 日創立総会決議)

監査役 年額 70 百万円以内 (2005 年 9 月 28 日創立総会決議)

2. 上記支給額のほか、2010 年 6 月 28 日開催の定時株主総会決議に基づき、退任取締役 3 名及び退任監査役 1 名並びに 2010 年 9 月 16 日開催の臨時株主総会決議に基づき、退任取締役 1 名に支払った役員退職慰労金として、退任取締役 4 名に対し 26,473,841 円、退任監査役 1 名に対し 6,795,573 円があります。

3. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 7,178,914 円(取締役 4 名 4,484,872 円、監査役 4 名 2,694,042 円)を計上しております。

4. 取締役及び監査役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役 4 名及び監査役 1 名が含まれています。

(3) 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
監査役	伊藤 孝一郎	当事業年度開催の取締役会 7 回のうち 7 回に、また監査役会 8 回のうち 8 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。(注)
監査役	川口 文夫	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち 12 回に、また監査役会 17 回のうち 16 回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
監査役	石塚 博司	当事業年度開催の取締役会 16 回のうち 14 回に、また監査役会 17 回のうち 14 回に出席し、必要に応じ、主に会計学者としての専門的見地から発言を行っています。

(注) 伊藤孝一郎氏については、当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のうち、2010 年 9 月 16 日の監査役就任後に開催されたもののみを対象としております。

(4) 社外役員報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款または株主総会 決議に基づく報酬	---	-----	3名	16,270,204 円	3名	16,270,204 円

(注) 1. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金 1,327,649 円があります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 73,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めています。

② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 81,600千円

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。(最終改正:2010年10月7日)

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、外部有識者

を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

また、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公平性を高めるために、道路工事などの入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書などについても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全・安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、担当取締役の下に危機管理を専門的に統括する職を置くとともに、迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領などを整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、それぞれの担当部署において規則等の制定、体制の整備、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うとともに、経営企画部においてグループ全体のリスクを組織横断的に統括します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を月1回開催し、重要事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、取締役会の機能強化と経営効率の向上のために、全取締役、本部長、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催し、重要事項について討議します。

また、当社グループ全体の執行方針の決定・共有のため、全取締役、執行役員、グループ会社の社長などをメンバーとするグループ全体会議も定期に開催します。なお、監査役は、これらの全ての会議に出席できるものとします。

また、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、長期(5年)・中期(3年)・年度経営計画を策定し、社会・経済情勢などに応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程などを制定します。あわせて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修などの実施により、継続的な啓発・支

援などを行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程などの遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、グループ各社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

また、グループ一体となったコンプライアンスの推進や、リスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に経営会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務を補助するため、監査役スタッフとして法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任の使用人を必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で高度な法律知識・能力、会計知識・能力などを特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士などの専門家を活用できるものとします。

⑧監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。

また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況などについて、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告などの重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査法人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

附属明細書(事業報告関係)

1. 会社役員以外の会社の業務執行者との兼務状況の明細

事業報告 15 ページ「4(1)取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりです。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しています。

貸借対照表

2011年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		12,974
高速道路事業営業未収入金		50,019
未収入金		11,383
未収収益		16
短期貸付金		6
有価証券		81,997
仕掛道路資産		1,195,614
商品		0
原材料		816
貯蔵品		617
受託業務前払金		5,272
前払金		1,620
前払費用		220
繰延税金資産		1,604
その他		11,375
貸倒引当金		△ 16
流動資産合計		1,373,523
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,910	
減価償却累計額	△ 361	1,548
構築物	37,961	
減価償却累計額	△ 3,492	34,469
機械及び装置	73,468	
減価償却累計額	△ 29,114	44,354
車両運搬具	11,219	
減価償却累計額	△ 7,866	3,353
工具、器具及び備品	5,841	
減価償却累計額	△ 3,736	2,105
土地		228
リース資産	54	
減価償却累計額	△ 20	34
建設仮勘定		2,541
無形固定資産		88,635
		92,459
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	25,023	
減価償却累計額	△ 4,776	20,246
構築物	5,755	
減価償却累計額	△ 1,944	3,810
機械及び装置	756	
減価償却累計額	△ 415	341
車両運搬具	0	
減価償却累計額	△ 0	0
工具、器具及び備品	240	
減価償却累計額	△ 114	125
土地		104,142
建設仮勘定		7,817
無形固定資産		136,484
		191
136,675		
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	13,247	
減価償却累計額	△ 3,706	9,541
構築物	1,360	
減価償却累計額	△ 561	799
機械及び装置	24	
減価償却累計額	△ 21	2
車両運搬具	24	
減価償却累計額	△ 23	0
工具、器具及び備品	1,963	
減価償却累計額	△ 586	1,376
土地		9,004
リース資産	438	
減価償却累計額	△ 58	379
建設仮勘定		81
無形固定資産		21,186
		4,571
		25,757

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	29		
減価償却累計額	<u>△ 20</u>	8	
構築物	2		
減価償却累計額	<u>△ 2</u>	0	
土地		460	469
E 投資その他の資産			
関係会社株式		6,871	
長期貸付金		64	
長期前払費用		2,130	
その他		1,672	
貸倒引当金		<u>△ 204</u>	10,534
固定資産合計			265,896
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		1,764	
繰延資産合計			1,764
資 産 合 計			<u>1,641,185</u>
(負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		72,698	
1年以内返済予定長期借入金		3,616	
リース債務		155	
未払金		13,475	
未払費用		2,158	
未払法人税等		837	
預り連絡料金		1,527	
預り金		25,000	
受託業務前受金		4,838	
前受金		2,058	
前受収益		245	
賞与引当金		1,296	
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		149	
その他		666	
流動負債合計			128,726
II 固定負債			
道路建設関係社債		818,993	
道路建設関係長期借入金		438,980	
その他の長期借入金		8,555	
リース債務		324	
受入保証金		11,438	
退職給付引当金		49,178	
役員退職慰労引当金		39	
ETCマイレージサービス引当金		5,908	
ポイント引当金		29	
その他		566	
固定負債合計			1,334,014
負 債 合 計			<u>1,462,741</u>
(純資産の部)			
I 株主資本			
資本金			65,000
資本剰余金			
資本準備金		65,000	
その他資本剰余金		6,650	
資本剰余金合計			71,650
利益剰余金			
その他利益剰余金			
高速道路事業積立金	26,344		
別途積立金	11,669		
繰越利益剰余金	3,780	41,793	
利益剰余金合計			41,793
株主資本合計			178,444
純 資 産 合 計			178,444
負債純資産合計			<u>1,641,185</u>

損 益 計 算 書

2010年4月1日から2011年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	442,266	
道路資産完成高	141,654	
その他の売上高	20,660	604,581
2 営業費用		
道路資産賃借料	328,661	
道路資産完成原価	141,654	
管理費用	132,366	602,682
高速道路事業営業利益		1,898
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	16,652	
休憩所等事業収入	12,909	
不動産賃貸収入	116	
その他の事業収入	585	30,264
2 営業費用		
受託業務事業費	16,235	
休憩所等事業費	8,200	
不動産賃貸費用	50	
その他の事業費用	1,421	25,907
関連事業営業利益		4,356
全事業営業利益		6,255
III 営業外収益		
受取利息		27
有価証券利息		88
受取配当金		619
物品売却益		0
土地物件貸付料		247
雑収入		364
		1,348
IV 営業外費用		
支払利息		269
雑損失		168
経常利益		7,166
V 特別利益		
前期損益修正益		170
ポイント引当金戻入額		69
		239
VI 特別損失		
固定資産売却損		35
固定資産除却損		658
減損損失		116
前期損益修正損		135
税引前当期純利益		6,460
法人税、住民税及び事業税		2,360
法人税等調整額		347
当期純利益		3,753

株主資本等変動計算書

2010年4月1日から2011年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本									純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主 資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計		
					高速道 路事業 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
2010年3月31日残高	65,000	65,000	6,650	71,650	26,375	9,928	1,736	38,040	174,690	174,690
事業年度中の変動額										
高速道路事業積立金の取崩					△31		31	—	—	—
別途積立金の積立						1,741	△1,741	—	—	—
当期純利益							3,753	3,753	3,753	3,753
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△31	1,741	2,043	3,753	3,753	3,753
2011年3月31日残高	65,000	65,000	6,650	71,650	26,344	11,669	3,780	41,793	178,444	178,444

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

(2) たな御資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産
個別法による原価法によっております。
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品、原材料、貯蔵品
主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 7年～50年 |
| 構築物 | 8年～60年 |
| 機械及び装置 | 5年～17年 |

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積もり方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(7) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当事業年度末における将来の使用見込額を計上しております。

四 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当事業年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

六 会計方針の変更

資産除去債務に関する会計基準

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 818,993百万円（額面額820,000百万円）

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 220,000百万円

なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産その他」268百万円を法務局に供託しております。

二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,357,262百万円
東日本高速道路㈱	19,214百万円
西日本高速道路㈱	275百万円
合 計	4,376,752百万円

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

① 日本道路公団から承継した借入金（国からの借入金を除く）については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 42,437百万円

② 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 213,200百万円

③ 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 299,960 百万円

なお、上記引き渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が 120,000 百万円 (額面額)、道路建設関係長期借入金が 42,960 百万円減少しております。

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,400 百万円
長期金銭債権	101 百万円
短期金銭債務	31,686 百万円
長期金銭債務	3,478 百万円

四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 21 百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産 (車両運搬具) 21 百万円

なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産

機械及び装置	1 百万円
車両運搬具	23 百万円
合計	24 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 12,964 百万円

営業費用 79,706 百万円

営業取引以外の取引による取引高 3,276 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 130,000,000 株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 42 百万円

賞与引当金 522 百万円

ハイウェイカード偽造損失補てん引当金 60 百万円

退職給付引当金 19,797 百万円

ETC マイレージサービス引当金 2,378 百万円

その他 1,853 百万円

繰延税金資産小計 24,653 百万円

評価性引当額 △ 23,047 百万円

繰延税金資産合計 1,606 百万円

繰延税金負債

その他 △ 2 百万円

繰延税金負債合計 △ 2 百万円

繰延税金資産の純額 1,604 百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日より前に開始する事業年度に属するものは、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。

一 リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	563 百万円	426 百万円	137 百万円

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

二 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	116 百万円
1 年超	20 百万円
合 計	137 百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

三 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	241 百万円
減価償却費相当額	241 百万円

四 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	298,399 百万円
1 年超	17,316,577 百万円
合 計	17,614,976 百万円

- (注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 17 条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	328,661	高速道路事業営業未払金	34,953
						高速道路事業営業未収入金(注2)	9,683
			道路資産、債務の引渡及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	141,654	高速道路事業営業未収入金	101
				債務の引渡及び債務保証(注3)	162,960	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注4)	4,357,262	—	—
				債務保証(注5)	392,637	—	—
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	東日本高速道路(株)	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注4)	19,214	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
2. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定において、実績料金収入が減算基準額を超えて下回った場合、道路資産賃借料が減算されることと規定されております。また、当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との協定については、前記「7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額」をご参照ください。
3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
4. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。
5. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に前事業年度までに引き渡した額のうち、42,437百万円については東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して、350,200百万円については当社単独でそれぞれ債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,372.64 円
一株当たり当期純利益金額	28.87 円

10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 26 回社債	中日本高速道路株式会社第 27 回社債
発行総額	金 150 億円	金 250 億円
利率	年 0.342 パーセント	年 0.530 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 23 年 5 月 31 日	平成 23 年 5 月 31 日
償還期日	平成 26 年 3 月 20 日	平成 28 年 3 月 18 日
担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 28 回社債	中日本高速道路株式会社第 29 回社債
発行総額	金 100 億円	金 200 億円
利率	年 0.782 パーセント	年 1.214 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 23 年 5 月 31 日	平成 23 年 5 月 31 日
償還期日	平成 30 年 3 月 20 日	平成 33 年 3 月 19 日
担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道 16 号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道 139 号(西富士道路)に関する協定」の一部を変更することを、平成 23 年 5 月 31 日開催の取締役会にて決議しております。

これらは、東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成 23 年法律第 42 号)に基づき、東日本大震災からの早期復旧に向けた経費の財源確保のため料金割引を見直すことを目的として変更しております。

あわせて「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」につきましては、東海環状自動車道(関広見～四日市北 JCT)の事業を追加しております。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
変更時期	平成 23 年 6 月
変更内容	各種割引制度の変更及び東海環状自動車道(関広見～四日市北 JCT)の事業追加、それらに伴う計画料金収入及び道路資産の貸付料の増額
変更による影響	当該変更により、協定上の計画料金収入及び道路資産の貸付料が増額となりますが、各種割引制度の変更の実施日が現時点では未確定なため、影響額を客観的に見積もることは困難であります。

連結貸借対照表

2011年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		16,342
2. 高速道路事業営業未収入金		50,016
3. 未収入金		13,021
4. 有価証券		81,997
5. 仕掛道路資産		1,194,018
6. たな卸資産		2,707
7. 繰延税金資産		1,672
8. その他		19,151
貸倒引当金		<u>△16</u>
流動資産合計		1,378,912
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	44,472	
減価償却累計額	<u>△10,485</u>	33,987
(2) 構築物	45,432	
減価償却累計額	<u>△6,174</u>	39,258
(3) 機械及び装置	74,536	
減価償却累計額	<u>△29,688</u>	44,848
(4) 車両運搬具	12,760	
減価償却累計額	<u>△8,944</u>	3,816
(5) 工具、器具及び備品	10,624	
減価償却累計額	<u>△5,552</u>	5,072
(6) 土地		115,495
(7) リース資産	766	
減価償却累計額	<u>△168</u>	598
(8) 建設仮勘定		<u>10,534</u>
有形固定資産合計		253,611
2. 無形固定資産		9,240
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券		3,552
(2) 繰延税金資産		1,811
(3) その他		5,046
貸倒引当金		<u>△293</u>
投資その他の資産合計		<u>10,117</u>
固定資産合計		272,969
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		<u>1,764</u>
繰延資産合計		<u>1,764</u>
資 産 合 計		<u>1,653,647</u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		61,045
2. 1年以内返済予定長期借入金		3,616
3. 未払金		21,423
4. 未払法人税等		1,583
5. 賞与引当金		2,857
6. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金		149
7. その他		<u>20,210</u>
流動負債合計		110,887
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		818,943
2. 道路建設関係長期借入金		438,980
3. 長期借入金		8,555
4. 退職給付引当金		55,812
5. 役員退職慰労引当金		180
6. ETCマイレージサービス引当金		5,908
7. ポイント引当金		29
8. その他		<u>21,741</u>
固定負債合計		<u>1,350,151</u>
負 債 合 計		<u>1,461,039</u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	71,650	
3. 利益剰余金	<u>55,277</u>	
株主資本合計		191,928
II その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	<u>△45</u>	
その他の包括利益累計額合計		△45
III 少数株主持分		<u>724</u>
純 資 産 合 計		<u>192,607</u>
負債純資産合計		<u>1,653,647</u>

連結損益計算書

2010年4月1日から2011年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	659,296	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	328,661	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	269,803	
3. 販売費及び一般管理費	50,906	
営業利益	649,371	9,925
III 営業外収益		
1. 受取利息	130	
2. 土地物件貸付料	221	
3. 負ののれん償却額	342	
4. 持分法による投資利益	518	
5. その他	490	
営業外費用	490	1,703
IV 営業外費用		
1. 支払利息	248	
2. 支払補償費	63	
3. その他	193	
経常利益	193	506
V 特別利益		
1. 前期損益修正益	170	
2. 負ののれん発生益	482	
3. その他	94	
特別損失	94	747
VI 特別損失		
1. 固定資産除却損	846	
2. 減損損失	116	
3. 前期損益修正損	135	
4. その他	43	
税金等調整前当期純利益	43	1,142
法人税、住民税及び事業税	4,157	10,727
法人税等調整額	△2	4,154
少数株主損益調整前当期純利益	4,152	6,573
少数株主利益	25	25
当期純利益	4,177	6,547

連結株主資本等変動計算書

2010年4月1日から2011年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2010年3月31日残高	65,000	71,650	48,730	185,381
連結会計年度中の変動額				
当期純利益			6,547	6,547
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	6,547	6,547
2011年3月31日残高	65,000	71,650	55,277	191,928

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
2010年3月31日残高	△42	△42	99	185,437
連結会計年度中の変動額				
当期純利益				6,547
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2	△2	625	622
連結会計年度中の変動額合計	△2	△2	625	7,170
2011年3月31日残高	△45	△45	724	192,607

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 13 社
- ・ 連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本ロード・メンテナンス東海㈱

上記のうち、中日本ロード・メンテナンス東海㈱は、当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱が新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称 (有)ミズノ商事
- ・ 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 7 社
- ・ 会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、(株)NEXCO システムズ、(株)高速道路総合技術研究所、ハイウェイ・トール・システム㈱、(株)NEXCO 保険サービス、中部ホールディングス㈱、日本ロード・メンテナンス㈱

上記のうち、中部ホールディングス㈱及び日本ロード・メンテナンス㈱は、新たに株式を取得したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 会社の名称
(非連結子会社)
(有)ミズノ商事
(関連会社)
(株)章榮、(株)テクナム
- ・ 持分法を適用しない理由
持分法を適用しない非連結子会社（(有)ミズノ商事）及び関連会社（(株)章榮）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
持分法を適用しない関連会社（(株)テクナム）は、財務及び営業又は事業の方針の決定に対する影響が一時的であると認められるため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
- ・ その他有価証券
時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。
時価のないもの
移動平均法による原価法によっております。

- ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ・仕掛道路資産
 - 個別法による原価法によっております。
 - なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。
 - また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
 - ・商品、原材料、貯蔵品
 - 主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ② 重要な固定資産の減価償却の方法
- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法によっております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 7年～50年 |
| 構築物 | 8年～60年 |
| 機械及び装置 | 5年～17年 |
- また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）
- 定額法によっております。
 - なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ハ. リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
- 従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ハ. ハイウェイカード偽造損失補てん引当金
- ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、合理的見積り方法によって今後判明すると見込まれる被害額を計上しております。
- 二. 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
 - 一部の連結子会社の過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額を費用処理しております。
 - 数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。
 - ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。
- (追加情報)
- (1) 一部の連結子会社は、適格年金制度から確定給付企業年金制度に移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準委員会適用指針第1号 平成14年1月31日）を適用しております。
 - 本移行に伴う影響額は、軽微であります。
 - (2) 一部の連結子会社は、当連結会計年度より、従業員の平均残存勤務期間が従来の費用処理年数（15年）に満たないため、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理年数を13年に変更しております。
 - これによる損益に与える影響は軽微であります。
- ホ. 役員退職慰労引当金
- 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ヘ. ETCマイレージサービス引当金
- ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。
- ト. ポイント引当金
- カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当連結会計年度末における将来の使用見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当連結会計年度末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成 21 年 3 月 31 日以前に着手した工事については、請負金額が 50 億円以上の長期工事（工期 2 年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

ハ. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(4) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

① 資産除去債務に関する会計基準

当連結会計年度から「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第 18 号 平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年 3 月 31 日）を適用しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

② 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」

当連結会計年度から「持分法に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第 16 号 平成 20 年 3 月 10 日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第 24 号 平成 20 年 3 月 10 日）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

③ 企業結合に関する会計基準等

当連結会計年度から「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第 21 号 平成 20 年 12 月 26 日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第 22 号 平成 20 年 12 月 26 日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準委員会 企業会計基準第 23 号 平成 20 年 12 月 26 日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第 7 号 平成 20 年 12 月 26 日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第 16 号 平成 20 年 12 月 26 日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第 10 号 平成 20 年 12 月 26 日）を適用しております。

(5) 表示の変更

(連結損益計算書)

① 「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第 22 号 平成 20 年 12 月 26 日）に基づく「会社法施行規則、会社計算規則等の一部を改正する省令」（平成 21 年 3 月 27 日 法務省令第 7 号）を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表示しております。

② 前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資利益」は、重要性が増したため、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度における「持分法による投資利益」の金額は 141 百万円であります。

③ 前連結会計年度まで区分掲記しておりました特別損失の「固定資産売却損」（当連結会計年度 43 百万円）は、重要性が乏しくなったため、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第 8 条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

① 道路建設関係社債 818,943 百万円（額面額 819,950 百万円）

② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 15 条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 220,000 百万円

なお、上記の他、「資金決済に関する法律」及び「宅地建物取引業法」に基づく営業保証金として、「投資その他の資産 その他」278 百万円を法務局に供託しております。

(2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	4,357,262 百万円
東日本高速道路株式会社	19,214 百万円
西日本高速道路株式会社	275 百万円
合 計	4,376,752 百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

イ. 日本道路公団から承継した借入金(国からの借入金を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	42,437 百万円
--------------------	------------

ロ. 日本道路公団から承継した借入金のうち、国からの借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	213,200 百万円
--------------------	-------------

ハ. 当社が発行した社債及び調達した借入金については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	299,860 百万円
--------------------	-------------

なお、上記引き渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が120,000百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が42,960百万円減少しております。

(3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は21百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

有形固定資産(車両運搬具)	21 百万円
---------------	--------

なお、国庫補助金の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりです。

有形固定資産(機械及び装置)	1 百万円
有形固定資産(車両運搬具)	23 百万円
合 計	24 百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式	130,000,000 株
------	---------------

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間はいずれも10年以内となっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金及び未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、資金運用目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、当社が民営化に伴い日本道路公団から承継したものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金及び未収入金については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込むなどして管理しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は、主に資金運用目的で保有している譲渡性預金及びコマーシャルペーパーであり、社内規程に基づき、確定利回りの商品に限定する、外貨建てのものを禁止するなどして市場リスクを管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれていません。((注2)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	16,342	16,342	—
(2)高速道路事業営業未収入金	50,016	50,016	—
(3)未収入金	13,021	13,021	—
(4)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	11,499	11,504	4
②その他有価証券	71,221	71,221	—
資産計	162,101	162,106	4
(1)高速道路事業営業未払金	61,045	61,045	—
(2)未払金	21,423	21,423	—
(3)未払法人税等	1,583	1,583	—
(4)道路建設関係社債	818,943	841,740	22,797
(5)道路建設関係長期借入金	438,980	442,603	3,623
(6)長期借入金	12,172	12,336	164
負債計	1,354,148	1,380,733	26,584

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金

満期のない預金については、時価が帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。また、満期のある預金については、短期であるため、時価が帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2)高速道路事業営業未収入金及び(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

その他有価証券のうち、譲渡性預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、満期保有目的の債券及び上記以外のその他有価証券については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払金及び(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 道路建設関係社債

市場価格に基づき算定しております。

(5) 道路建設関係長期借入金及び(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品（仕組債）については、全体の時価評価し、その他有価証券に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	保有目的	連結貸借対照表計上額
非上場株式	子会社及び関連会社株式	2,701
	その他有価証券	127

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価情報の資産「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	11,462	10,973
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	123,149	117,629

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,476.02円
1株当たり当期純利益金額	50.36円

7. 重要な後発事象

(株式取得による持分法適用関連会社化)

当社の子会社である中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)は、当社が行う高速道路の維持管理業務について、合理的に実施することを目的として、(株)東京ハイウェイの株式を取得し、持分法適用関連会社としました。

株式取得する会社の名称	(株)東京ハイウェイ
事業の内容	当社が管理する高速道路の保全工事及びこれに附帯する業務並びに休憩施設におけるサービス施設の運営
規模	資産 2,153百万円 負債 341百万円 純資産 1,812百万円 (平成23年1月31日現在)
株式取得の時期	平成23年5月2日
取得する株式の数	25,800株
取得価額	197百万円
取得後の持分比率	15%

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 26 回社債	中日本高速道路株式会社第 27 回社債
発行総額	金 150 億円	金 250 億円
利率	年 0.342 パーセント	年 0.530 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 23 年 5 月 31 日	平成 23 年 5 月 31 日
償還期日	平成 26 年 3 月 20 日	平成 28 年 3 月 18 日
担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

区分	中日本高速道路株式会社第 28 回社債	中日本高速道路株式会社第 29 回社債
発行総額	金 100 億円	金 200 億円
利率	年 0.782 パーセント	年 1.214 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	平成 23 年 5 月 31 日	平成 23 年 5 月 31 日
償還期日	平成 30 年 3 月 20 日	平成 33 年 3 月 19 日
担保	一般担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金	高速道路の新設及び改築並びに維持、修繕、災害復旧その他の管理の資金

なお、上記の全ての社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(重要な契約の変更)

当社は、高速道路株式会社法第 6 条第 1 項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第 13 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 3 月 31 日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」、「一般国道 1 6 号(八王子バイパス)に関する協定」及び「一般国道 1 3 9 号(西富士道路)に関する協定」の一部を変更することを、平成 23 年 5 月 31 日開催の取締役会にて決議しております。

これらは、東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成 23 年法律第 42 号)に基づき、東日本大震災からの早期復旧に向けた経費の財源確保のため料金割引を見直すことを目的として変更しております。

あわせて「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」につきましては、東海環状自動車道(関広見～四日市北 JCT)の事業を追加しております。

協定の相手	(独)日本高速道路保有・債務返済機構
変更時期	平成 23 年 6 月
変更内容	各種割引制度の変更及び東海環状自動車道(関広見～四日市北 JCT)の事業追加、それらに伴う計画料金収入及び道路資産の貸付料の増額
変更による影響	当該変更により、協定上の計画料金収入及び道路資産の貸付料が増額となりますが、各種割引制度の変更の実施日が現時点では未確定なため、影響額を客観的に見積もることは困難であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年5月31日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 豊 ⑨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷口 定敏 ⑨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 和雄 ⑨
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成23年5月31日

中日本高速道路株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安田 豊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷口 定敏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松岡 和雄 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2010年4月1日から2011年3月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2011年6月9日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 高橋 達治 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 伊藤 孝一郎 ㊟

社外監査役 川口 文夫 ㊟

社外監査役 石塚 博司 ㊟

「第 6 回定時株主総会招集ご通知」 発送後に発生した後発事象について（ご報告）

1. 「重要な後発事象」の追加事項について

①事業報告関係

2010 年度事業報告 11 ページから 12 ページに記載している「2 その他の重要な企業結合の状況」の内容について、以下の事項が追加となります。

○中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社及び中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社は、当社が行う高速道路の維持管理業務について、合理的に実施することを目的として、2011年6月17日に中日本施設管理株式会社の株式を取得し、持分法適用関連会社としております。

②連結計算書類関係

連結計算書類 41 ページから 42 ページに記載している「7.重要な後発事象」の内容について、以下の事項が追加となります。

（株式取得による持分法適用関連会社化）

当社の子会社である中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社及び中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社は、当社が行う高速道路の維持管理業務について、合理的に実施することを目的として、中日本施設管理株式会社の株式を取得し、持分法適用関連会社としております。

株式取得する会社の名称	中日本施設管理株式会社
事業の内容	当社が管理する高速道路の保全点検及びこれに附帯する業務
規模	資産 436 百万円 負債 136 百万円 純資産 300 百万円 (平成 23 年 6 月 16 日現在)
株式取得の時期	平成 23 年 6 月 17 日
取得する株式の数	14,700 株
取得価額	149 百万円
取得後の持分比率	中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社 24.5% 中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社 24.5%

2.その他報告事項

当社の持分法適用関連会社である中部ホールディングス株式会社※は、平成 23 年 6 月 8 日に「中日本ロード・メンテナンス中部株式会社」に商号変更しております。

※2010 年度事業報告 11 ページ「2 その他の重要な企業結合の状況」表中⑥ 及び連結計算書類 36 ページ「(2) 持分法の適用に関する事項」に記載の会社です。）

以 上

中日本高速道路株式会社

第 6 回 定 時 株 主 総 会

(決議事項)

第 1 号議案	剰余金の処分の件	P 1
第 2 号議案	取締役 1 名の選任の件	P 2
第 3 号議案	監査役 2 名の選任の件	P 3
第 4 号議案	退任役員に対する慰労金の贈呈の件	P 5

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、下記のとおり、高速道路事業に係る利益については、将来の道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営に備えるために「高速道路事業積立金」として、関連事業に係る利益については、経営基盤の確立に向けた資本充実と今後の大規模投資に備えるために「別途積立金」として積み立て、また、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成一六年六月九日法律第百号）第十二条第一項第七号の規定に基づく、会社努力の費用の縮減による助成金に係る利益は、繰越利益剰余金とさせていただきたいと存じます。

【剰余金の処分に関する事項】

（１） 増加する剰余金の項目及びその額

高速道路事業積立金	1,423,601,350 円
別途積立金	2,307,561,815 円

（２） 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	3,731,163,165 円
---------	-----------------

（注）高速道路事業積立金及び別途積立金の取崩しを行う場合は株主総会の決議によります。

第2号議案 取締役1名の選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

任期については、当社定款の定めにより、他の取締役の任期の満了すべき時（

2011<平成23>事業年度に関する定時株主総会終結の時）までとなります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	こむろ としじ 小室 俊二 (昭和29年11月18日生)	昭和53年4月 日本道路公団 入社 平成17年10月 中日本高速道路株式会社 横浜 支社 保全・サービス事業部長 平成19年4月 同 保全・サービス事業本部 保全・サービス担当部長 平成20年6月 同 企画本部 経営企画部長 平成21年6月 同 執行役員 企画本部 経営 企画部長 現在に至る	0株

第3号議案 監査役2名の選任の件

監査役川口文夫氏、石塚博司氏は、第6回定時株主総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者の神尾隆氏、富山和彦氏は、監査役川口文夫氏、石塚博司氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役川口文夫氏、石塚博司氏の任期の満了する時（2013<平成25>事業年度に関する定時株主総会終結の時）までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	かみお たかし 神尾 隆 (昭和17年11月27日生)	昭和40年4月 トヨタ自動車工業(現トヨタ自動車)株式会社 入社 平成8年6月 同社取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社専務取締役 平成17年6月 東和不動産株式会社 代表取締役社長 平成22年5月 トヨタ自動車株式会社 顧問 平成22年6月 東和不動産株式会社 相談役 (重要な兼職の状況) 平成17年6月 DHC名古屋株式会社 代表取締役社長	0株
2	とやま かずひこ 富山 和彦 (昭和35年4月15日生)	昭和60年4月 株式会社ボストンコンサルティンググループ 入社 昭和61年4月 株式会社コーポレートディレクション設立に携わる 平成5年3月 同社取締役 平成12年4月 同社常務取締役 平成13年4月 同社代表取締役社長 平成15年4月 株式会社産業再生機構 代表取締役専務COO 平成19年4月 株式会社経営共創基盤設立 同社代表取締役CEO	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神尾隆、富山和彦の2氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者です。
3. 候補者神尾隆氏は、トヨタ自動車株式会社専務取締役、東和不動産株式会社代表取締役社長などを歴任されたことにより培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 候補者富山和彦氏は、長年企業の経営に携わってきたこと、株式会社産業再生機構代表取締役専務ＣＯＯ在任中に数多くの企業再生支援に携わってきたこと、及びオムロン株式会社社外取締役、びあ株式会社社外取締役、及び株式会社朝日新聞社社外監査役を歴任されたことにより培われた豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

第4号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

第6回定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任されます川口文夫氏及び石塚博司氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

また、その具体的金額等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、退任されます監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
川口 文夫	平成17年10月1日 当社監査役（非常勤） 現在に至る
石塚 博司	平成17年10月1日 当社監査役（非常勤） 現在に至る